

株主の皆さまへ

第146回定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

会社の新株予約権等に関する事項……	1
業務の適正を確保するための体制……	3
連結注記表……	10
個別注記表……	27

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆さまに電子提供措置事項から上記の事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。

ユアサ商事株式会社

会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	発行 決議日	新株 予約権 の数	新株予約権 の目的とな る株式の種 類と数 (注) 1	新株 予約権の 払込金額	新株 予約権の 行使価額 (注) 1	新株 予約権の 行使期間	主な行使 の条件	役員の保有状況 (注) 1
								取締役(社外取締役を除く) 監査役(社外監査役を除く)
2009年度 新株予約権	2009年 7月10日	47個	普通株式 4,700株	(注) 2	1個につき 100円	2009年 8月6日から 2039年 8月5日まで	(注) 3	1名 47個 4,700株 —
2010年度 新株予約権	2010年 7月16日	126個	普通株式 12,600株			2010年 8月10日から 2040年 8月9日まで		2名 126個 12,600株 —
2011年度 新株予約権	2011年 7月22日	52個	普通株式 5,200株			2011年 8月10日から 2041年 8月9日まで		2名 52個 5,200株 —
2012年度 新株予約権	2012年 7月13日	48個	普通株式 4,800株			2012年 8月8日から 2042年 8月7日まで		2名 48個 4,800株 —
2013年度 新株予約権	2013年 7月19日	39個	普通株式 3,900株			2013年 8月9日から 2043年 8月8日まで		2名 39個 3,900株 —
2014年度 新株予約権	2014年 7月11日	39個	普通株式 3,900株			2014年 8月7日から 2044年 8月6日まで		2名 39個 3,900株 —
2015年度 新株予約権	2015年 7月10日	39個	普通株式 3,900株			2015年 8月6日から 2045年 8月5日まで		3名 39個 3,900株 —

名称	発行 決議日	新株 予約権 の数	新株予約権 の目的とな る株式の種 類と数 (注) 1	新株 予約権の 払込金額 (注) 2	新株 予約権の 行使価額 (注) 1	新株 予約権の 行使期間	主な行使 の条件	役員の保有状況 (注) 1		
								取締役(社外取締役を除く) 監査役(社外監査役を除く)		
2016年度 新株予約権	2016年 7月15日	69個	普通株式 6,900株	(注) 2	1個につき 100円	2016年 8月6日から 2046年 8月5日まで	(注) 3	3名 1名	57個 12個	5,700株 1,200株
2017年度 新株予約権	2017年 7月14日	56個	普通株式 5,600株			2017年 8月10日から 2047年 8月9日まで		3名 1名	48個 8個	4,800株 800株

- (注) 1 2014年10月1日付で普通株式10株を1株にする株式併合を行っております。これに伴い2009年度から2014年度新株予約権の目的となる株式数を1個につき100株に調整しております。
- 2 新株予約権との引換えに払込を要しない。
- 3 新株予約権の主な行使の条件
- ①新株予約権者は、新株予約権を行使できる期間内において、原則として当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利開始日」という）から当該権利開始日より10日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①にかかわらず、新株予約権者が権利行使期限日の1年前の応当日に至るまでに権利開始日を迎えなかった場合には、新株予約権者は、権利行使期限日の1年前の日から権利行使期限日までの期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が、募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 取締役が保有している新株予約権の一部には、取締役が執行役員在任時に付与されたものが含まれております。
- 5 監査役が保有している新株予約権は、監査役が執行役員在任時に付与されたものであります。
- 6 社外取締役に対しては新株予約権を付与しておりません。
- 7 2013年度から社外監査役に対しては新株予約権を付与しておりません。
- 8 2014年度から監査役に対しては新株予約権を付与しておりません。
- 9 2018年6月22日開催の第139回定時株主総会において、株式報酬として、役員及び中期経営計画の達成度に応じて支給株式数変動する新たな株式報酬制度を導入したことに伴い、2018年度から、新たな新株予約権は付与しておりません。
- 10 社外監査役が保有していた新株予約権は2023年度までに全て行使されました。

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制整備に向けて内部統制システムの基本方針を次のとおり取締役会で決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおける経営理念、倫理方針及び行動規範を制定し、代表取締役社長が率先垂範してこれを実行し、繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 代表取締役社長の直轄組織とする倫理・コンプライアンス委員会を設置し、その委員長は代表取締役社長が取締役の中から選定し委嘱する。倫理・コンプライアンス委員会は、社内研修等を活用してその実効性を高めるとともに、内部監査室と共同して遵守状況をモニタリングするなど、当社グループを網羅的に横断する倫理・コンプライアンス体制を整備する。
- ③ 当社グループの取締役または使用人が法令、定款、諸規則等に違反しもしくは違反するおそれのある事実を発見したときは、速やかに倫理・コンプライアンス委員会、顧問弁護士事務所の担当弁護士、監査役等に直接相談・報告することを可能とする窓口（ホットライン）を常設するとともに、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。相談・報告を受けた倫理・コンプライアンス委員会等は、その内容を調査し、再発防止策を講じるとともに、重要な案件については代表取締役社長を通じて取締役会に報告する。
- ④ 特に反社会的勢力への対応については、行動規範において、関係の遮断を宣言するとともに、対応マニュアルを作成し、社内研修等を通じて社員に周知し、その排除・根絶のための情報の一元管理を徹底する。外部からのアプローチは倫理・コンプライアンス委員会において掌握するとともに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に参加し、情報収集に努め、反社会的勢力との取引等の未然防止に努める。
- ⑤ 法令、定款、諸規則等に違反する行為があった場合は、人事委員会がその処分を審議・決定する。
- ⑥ 正確で信頼性のある財務報告を作成するため、財務報告に係る内部統制についての基本方針を定め、当社グループにおいてその整備・運用を推進するとともに、適正な財務報告を作成し、有効性の評価を行い、会計監査人の監査を受け、その承認のもと、所管官庁に「内部統制報告書」を提出し、縦覧に供する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者として経営管理部門管掌取締役を定め、当該取締役が作成する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、必要に応じ、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスクに関する統括責任者（以下「リスク管理統括責任者」という）として経営管理部門管掌取締役を定め、想定されるリスクごとに、発生時における迅速かつ適切な情報伝達と緊急事態対応体制を整備する。
- ② リスク管理統括責任者は、倫理・コンプライアンス委員会を主宰し、その傘下にリスクの区分に応じたスタッフを配置し、関連する社内諸規則・通達等に基づき当社グループの事業活動から生じるさまざまなリスクの把握、情報収集、予防対策の立案、啓蒙を行うなどリスクを網羅的・横断的に管理するとともに、具体的な発生事例に基づき評価を行い、管理体制の改善を図る。
- ③ 海外取引、とりわけ輸出取引に関するコンプライアンスの向上を図るため、輸出関連法規の遵守に関する内部規程として安全保障輸出管理基本規程を制定し、輸出管理委員会が責任部署として啓蒙、監視活動に当たる。
- ④ リスク管理統括責任者は、必要に応じてリスク管理の状況を取締役会に報告する。
- ⑤ 大規模災害や新型コロナウイルス感染症の発生など、当社グループに著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、事業継続計画（BCP）を策定し、事業中断を最小限にとどめ、事業継続マネジメント体制の整備に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、会社の組織機構、分掌業務並びに職務権限及び責任を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- ② 取締役会は、3カ年を期間とする中期経営計画を策定するとともに、当該計画に基づき毎期6カ月ごとに連結予算大綱を策定し、マーケット事業本部・本部・事業部・連結子会社ごとの業績予算を決定する。
- ③ 各部門及び子会社を管掌する取締役は、各部門及び子会社が遂行すべき具体的な施策及び権限委譲を含めた効率的な業務執行体制を決定する。
- ④ 経営会議及びマーケティング戦略会議を設置し、取締役会への上程議案、重要な会社の政策・方針・目標等の策定に関する審議を行うほか戦略・方針に係る指示・命令事項の伝達及び業績報告等を行う。

- ⑤ITを活用した経営管理・業績管理システムを構築し、月次・四半期・通期の業績管理データを迅速に取締役会に報告する。
- ⑥取締役会は、毎月、結果を評価し、担当取締役・執行役員等に予算と実績の乖離の要因を分析させるとともに、効率化を阻害する要因を排除・低減するための改善策を実施させ、必要に応じて目標を修正する。また、各部門を管掌する取締役は、必要に応じて各部門が遂行すべき具体的な施策及び権限委譲を含めた効率的な業務執行体制を改善する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①子会社ごとの各所管マーケット事業本部・本部・事業部のもと、子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社運営規程に基づき管理を行い、一定の基準を上回る決裁事項及び報告事項については、当社に決裁を求めまたは報告することを義務づける。
- ②主要な子会社の取締役または監査役を当社から派遣するとともに、子会社ごとに選任された取締役が子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務及び財産の状況を監査する。
- ③グループ戦略推進部、倫理・コンプライアンス委員会、内部統制委員会は、当社の取締役、所管部門と共同して内部統制の実効性を高めるため、グループ企業の指導・支援を行う。
- ④当社は、子会社から、その営業成績、財務状況その他重要な情報について、マーケティング戦略会議、グループ会社決算報告会等において定期的に報告を受ける。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議の上、監査役の職務を補助するためのスタッフを置くことができるものとし、当該スタッフを配置した場合、監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行う。なお、その人事異動・評価については、事前に監査役会の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、監査役の出席する取締役会、経営会議等の重要な会議において事業及び財務の状況等の報告を定例的に行う。
- ②内部監査室は、監査役に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。
- ③当社グループの取締役及び使用人は、法令・定款・諸規則等に違反する行為、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、リスク管理に関する重要な事項、ホットラインにより相談・報告された事項、その他コンプライアンス上重要な事項が発生した場合には速やかに監査役に報告する。

- ④取締役及び使用人は、主要な稟議書等の決裁書類を監査役に回付する。
- ⑤子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、これらの報告を受けた者は速やかに監査役に報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めるとともに、代表取締役との定期的な意見交換の機会を設け、実効的な監査体制の確保を図る。
- ②監査役は、内部監査室との連携により相互に補完しあい、実効的な監査体制の強化を図る。
- ③監査役は、子会社の監査役との情報交換を緊密に行い、当社グループ全体の監査体制の強化を図る。
- ④監査役は、当社の会計監査人である監査法人の独立性を監視し、会計監査人から監査の内容について報告及び説明を求めるとともに、定期的に情報の交換を行うなど連携を図る。
- ⑤監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループの取締役及び社員各々の行動と企業活動の前提とするため、経営理念、倫理方針及び行動規範を制定しており、代表取締役社長が自ら率先垂範してこれらを実行し、法令及び社会倫理の遵守を徹底いたしました。また、当社ホームページにこれらを掲載するとともに、広範な認知と海外を含むグループ全社に対する啓蒙活動に努めました。
- ②内部監査室、内部統制委員会は、内部監査に係る諸規則等に従い、グループ会社を含め組織横断的に、法令・定款・諸規則等の遵守状況など、当社グループ全体の内部統制の整備・運用状況のモニタリングを行いました。
- ③倫理・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス意識の徹底に向けた情報共有を経営幹部と行い、引き続きコンプライアンス体制の現状把握と強化に向け取り組んでおります。

- ④倫理・コンプライアンス体制の適用範囲を海外グループ会社（現地法人）まで拡大するとともに、倫理・コンプライアンスマニュアルの英語訳などを作成・配付し、啓蒙活動の強化を推進しています。
- ⑤当社グループの取締役または社員が法令、定款、諸規則等に違反もしくは違反するおそれのある事実を発見したときは、速やかに倫理・コンプライアンス委員会、顧問弁護士事務所の担当弁護士、監査役等に直接相談・報告することを可能とする窓口（ホットライン）を常設し、国内グループ会社の全ての従業員が内部通報窓口にアクセスできる環境の整備を完了しております。当該報告をしたことを理由に通報者が不利な取扱いを受けないことを保障する旨を内部通報要領において明確に定め運用しております。また、内部通報の概要については取締役会で適宜報告されております。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令・定款・諸規則等に基づき文書を保存するとともに、保存された文書は電磁的に記録されたものを含めて閲覧できる体制を整えております。特に法定書類である株主総会、取締役会及び監査役会の議事録等は法定備置期間である10年を超えた永久保存としております。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①経営管理部門統括をリスク管理統括責任者と定め、当社グループのリスク管理体制を整備しております。
- ②倫理・コンプライアンス体制の適用範囲を海外グループ会社（現地法人）まで拡大し、グローバルで組織横断的な管理体制を構築するとともに統制強化の推進により業務上のリスク排除及び業務効率の改善を図りました。
- ③輸出関連の業務を行う輸出管理室は、ユアサコンプライアンスプログラムの遵守の啓蒙活動を行うなど輸出管理の強化に努めております。また、管理体制を一層強化したことに加え、日本貿易会「商社安全保障貿易管理行動基準」の基本理念に基づき、特に輸出業務の多い子会社を対象に安全保障貿易管理体制の強化を継続いたしました。
- ④社会情勢の変化に鑑みリスク管理体制の見直しを進めるとともに、代表取締役社長の指揮のもと独立した組織として環境・レジリエンス委員会を設置しております。当事業年度においても、BCP（事業継続計画）をより実効性の高いものとするために定期的な委員会の開催及び訓練を実施し、継続して課題の解決に取り組んでおります。
- ⑤当社グループは、「サステナビリティ宣言」に基づき、サステナビリティ推進委員会を開催し、2030年の当社グループのカーボンニュートラルに向けた取り組みを検討しました。当社グループ全体のCO₂排出量のモニタリングを継続するとともに、Scope 3（サプライチェーン排出量）についての試算を行いました。事業活動関連の取り組みとしては、サプライチェーンリスクの把握に向けた「取引先アンケート」を設計し、委員会にて議論したのち、実施いたしました。

た。人的資本関連については、「女性管理職比率」「女性総合職比率」「男性社員の出産休暇及び育児休業の取得率」の向上に向けた具体的な施策を検討し、委員会にて議論を行いました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、当事業年度に14回開催され、業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督並びに取締役の業務の執行状況の報告等が行われ、効率的・機動的な運用が図られております。
- ② 取締役会全体の実効性の分析・評価により、問題点の改善等の適切な措置を講じ、取締役会の機能強化を図っております。
- ③ 社外取締役を含むすべての取締役及び社外監査役を含むすべての監査役を対象として、取締役会の評価に係るアンケートを2024年5月に実施し、評価結果の概要をコーポレート・ガバナンス報告書において開示いたしました。
- ④ 一層のガバナンス強化を目的に取締役会の下に独立役員を中心としたメンバーによる、任意の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする「ガバナンス諮問委員会」を2019年7月に設置しており、当事業年度は3回開催されております。
(審議内容)
 - ・ 取締役・監査役等の選任及び解任に関する事項
 - ・ 取締役の報酬等に関する事項
 - ・ 取締役会全体の実効性に関する分析・評価並びにその他ガバナンス関連議案の審議
- ⑤ 取締役の報酬の決定プロセスの公平性・客観性、さらには透明性を確保するために、ガバナンス諮問委員会の答申に基づき、取締役会で取締役の個人別の基本報酬及び賞与を審議し取締役会に答申しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 内部統制委員会、内部監査室、監査役及びグループ戦略推進部は相互に連携し、グループ内部統制システムの強化に取り組んでおります。
- ② 海外現地法人の統制強化のため、内部統制委員会委員、監査役及びグループ戦略推進部が調査・指導等を行ったほか海外の会社法制や金融法制を注視し、適法性を担保するため、内部統制委員会、内部監査室、監査役及びグループ戦略推進部が連携し情報収集をするとともに、的確な対応を進めました。
- ③ 倫理・コンプライアンス委員会は、海外におけるコンプライアンス強化の一環として、各国の状況に合わせた各国語訳のコンプライアンスマニュアルの作成及び、現地従業員への配付を拡大し、現地従業員への説明を通じ、コンプライアンス強化に取り組んでおります。
- ④ 倫理・コンプライアンス委員会は、グループ企業で働く社員の人格、個性を尊重し働きやすい職場環境を実現するため、職場のハラスメントを未然に防ぐことを目的として、当社グループ

の管理職へハラスメントハンドブックの配付を行っております。また、管理職以外の社員に対しては、相談窓口用のQRコードを付した「従業員用ハラスメントハンドブック～相談窓口にご相談ください～」を発行しております。また、改正公益通報者保護法の施行に合わせ「倫理・コンプライアンス 相談・報告要領（内部通報要領）」を「内部通報規程」として変更するとともに、倫理・コンプライアンス委員会事務局に外部人材を登用し拡充を図りました。

- ⑤パワハラ防止法の施行に伴い、就業規則にパワーハラスメントに関する条文を追加しております。また、グループ全社員を対象としてコンプライアンスに対するeラーニングによる研修を今後も継続してまいります。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

スタッフを1名配置し、より実効的な監査体制の強化を図っております。なお、その評価については、常勤監査役2名が考課を行っております。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役の職務の執行は、取締役会において定期的に報告されるとともに、監査役にもあわせて報告されております。常勤監査役は、重要な業務執行が審議される経営会議に出席するとともに、内部統制委員会にオブザーバーとして毎回出席し、内部監査室とも緊密に情報交換を行い、コンプライアンスの遵守状況のモニタリング機能の強化を図っております。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めるとともに、代表取締役との定期的な意見交換の機会を設け、実効的な監査体制の確保を図っております。
- ②監査役は、内部監査室との連携により相互に補完しあい、実効的な監査体制の強化を図っております。
- ③監査役は、国内グループ会社の監査役並びに主要な海外グループ会社の会計監査法人との情報交換を適宜、行うとともに、国内グループ監査役連絡会を定期的に開催し、当社グループ全体の監査体制の強化を図っております。
- ④監査役は、当社の会計監査人である監査法人から監査の内容について報告及び説明を求めるとともに、定期的に情報の交換を行い必要に応じて意見の交換、情報の聴取並びに監査に立ち会うなど連携を図っております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 30社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社の名称は、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項 10. 重要な親会社及び子会社の状況 (2) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(2) 連結の範囲の変更

2024年4月1日付で当社の連結子会社である中川金属株式会社は、同社を存続会社として、同社の子会社である永井産業株式会社を吸収合併しております。本合併に伴い、永井産業株式会社は連結の範囲から除外しております。

2025年2月28日付で株式会社ラインナップの株式を新たに取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(3) 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称 ユアテクニカ(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 1 社

会社の名称 connectome.design(株)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社の名称 ユアテクニカ(株)

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は12社を除き3月31日であり、連結決算日と同一であります。また連結決算日との差異が3カ月を超えない12社は、その重要な取引については、決算日の相違による調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法によっております。 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び賃貸用固定資産、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法によっております。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。ただし、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与支給に備え、賞与支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対する賞与支給に備え、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
役員退職慰労引当金	連結子会社の一部は、その役員の退職慰労金支給に備え、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
株式給付引当金	当社の執行役員への当社株式の交付又は金銭の給付に備えるため、役員報酬BIP信託に関する株式交付規程に基づき、当連結会計年度における交付等見込額を計上しております。
役員株式給付引当金	当社の取締役への当社株式の交付又は金銭の給付に備えるため、役員報酬BIP信託に関する株式交付規程に基づき、当連結会計年度における交付等見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①商品販売等

顧客との契約の中で当社グループが販売する商品については、原則としてそれぞれの契約に応じて契約単位を履行義務として、検収基準等の約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した一時点で収益を認識しておりますが、商品の国内販売においては、出荷時から顧客への商品移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。ただし、商品販売取引に、設置・試運転調整等を含む場合で契約単位により履行義務を識別し、商品の引渡と設置・試運転調整の履行義務が分かれている場合には、商品は検収基準等、設置・試運転調整等は作業完了時にそれぞれ収益を認識し、また商品の引渡と設置・試運転調整の履行義務が分かれていない場合は、履行義務が単一として設置・試運転調整等の作業完了時に一括で収益を認識することとしております。

ただし、一部の取引については、収益認識基準等に定める支配移転の要件を満たすと判断されるため、商品の納品・検収単位を履行義務として納品検収の都度、収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を算定しております。

②工事契約

当社グループにおける工事契約については、原則として一定期間にわたり履行義務が充足すると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、工事期間が短期間の場合等には、工事完了時に収益を認識しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間で均等償却しております。ただし、その効果の発現する期間を5年間以上見積ることが可能な場合には、その見積期間で均等償却しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社の一部は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

これにより、利益剰余金の当期首残高が52百万円増加し、その他の包括利益累計額のその他有価証券評価差額金の当期首残高が同額減少しております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(のれんの評価)

当社グループは、株式取得による企業結合により当連結会計年度末日現在、のれん2,219百万円を計上しております。

のれんの評価については、株式取得会社ごとに取得時に見込んだ将来の事業計画の達成状況を確認すること等により、減損の要否を判断しております。

当連結会計年度においては、のれんについて減損処理を行い、193百万円の減損損失を計上しております。

将来の事業計画は、のれんの償却年数、見積将来キャッシュ・フロー、成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | | |
|---|--|------------|
| 1 | 営業上の担保に供している資産 | |
| | 現金及び預金 | 12百万円 |
| | 建物及び構築物 | 7百万円 |
| | 土地 | 107百万円 |
| | 上記に対応する債務 | |
| | 支払手形及び買掛金 | 491百万円 |
| | 電子記録債務 | 33百万円 |
| 2 | 有形固定資産減価償却累計額 | 12,742百万円 |
| 3 | 保証債務 | |
| | 金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。 | |
| | 従業員に対する保証 | 0百万円 |
| 4 | 受取手形割引高、電子記録債権割引高及び受取手形裏書譲渡高 | |
| | 受取手形割引高 | 42百万円 |
| | 電子記録債権割引高 | 134百万円 |
| | 受取手形裏書譲渡高 | 40百万円 |
| 5 | 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、次のとおりであります。 | |
| | 顧客との契約から生じた債権 | 102,037百万円 |
| | 契約資産 | 3,337百万円 |
| | 契約負債 | 4,482百万円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	22,100千株	－	－	22,100千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	1,094千株	2千株	28千株	1,068千株

(注) 上記自己株式には、「役員報酬BIP信託」の信託口が保有する自己株式を含めております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 2千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少 12千株

役員報酬BIP信託口の株式売却又は交付による減少 16千株

単元未満株式の買増請求による減少 0千株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	2,037	利益剰余金	96.00	2024年 3月31日	2024年 6月6日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式への配当金21百万円が含まれております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	1,529	利益剰余金	72.00	2024年 9月30日	2024年 12月5日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式への配当金14百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	2,506	利益剰余金	118.00	2025年 3月31日	2025年 6月5日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式への配当金24百万円が含まれております。

4 新株予約権に関する事項（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）

取締役会決議日	目的となる株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
2009年7月10日	普通株式	4千株	—	—	4千株
2010年7月16日	普通株式	12千株	—	—	12千株
2011年7月22日	普通株式	7千株	—	2千株	5千株
2012年7月13日	普通株式	6千株	—	2千株	4千株
2013年7月19日	普通株式	5千株	—	2千株	3千株
2014年7月11日	普通株式	6千株	—	1千株	5千株
2015年7月10日	普通株式	8千株	—	1千株	7千株
2016年7月15日	普通株式	14千株	—	1千株	12千株
2017年7月14日	普通株式	11千株	—	1千株	10千株
合計		79千株	—	12千株	67千株

- (注) 1 2014年10月1日付で普通株式10株を1株にする株式併合を実施したため、当該株式併合の影響を考慮しております。
- 2 2018年6月22日開催の第139回定時株主総会において、株式報酬として、役位及び中期経営計画の達成度に応じて支給株式数が変動する新たな株式報酬制度を導入したことに伴い、2018年度から新たな新株予約権は付与しておりません。

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に工場関連分野、住宅・建築・建設分野等の商品の販売並びに商品販売に関わる機能やサービス提供を行うため、必要に応じて銀行借入により資金を調達する方針であります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務及び外貨建予定取引に係る為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避する目的で、為替予約及び金利スワップ取引を利用する場合がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブ取引の相手先は信用度の高い国内の銀行及び上場企業に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの社内管理規程等に基づく与信管理を行い、取引先ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。また、海外に事業展開していることから、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価については、社内管理規程等に基づく報告が行われ、継続保有・投資の減額等の検討が行われます。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、殆ど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。なお、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用する場合があります。

当社グループのデリバティブ取引は、社内管理規程等に則って行われており内部牽制が効果的に機能するよう取引執行・事務管理・帳票監査等それぞれ管理・事務の分掌を行っております。また、定期的に取引相手先と残高確認を行い、内部資料と相違がないか照合しております。加えて為替予約取引及び金利デリバティブ取引の状況の把握、報告等が、社内管理規程等で義務付けられており、為替・金利市場の変動時にも対応できる管理体制を採っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額2,268百万円）は、「その他有価証券」には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形、買掛金、電子記録債務、短期借入金については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券			
その他有価証券	10,814	10,814	—
資産計	10,814	10,814	—
(1) 長期借入金	3,656	3,656	△0
(2) リース債務	317	337	19
負債計	3,974	3,993	18
デリバティブ取引(※)	27	27	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計額で正味債務となる項目は、() で示しております。

3 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券	10,814	—	—	10,814
資産計	10,814	—	—	10,814
デリバティブ取引 通貨関連（※）	—	27	—	27
デリバティブ取引計	—	27	—	27

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計額で正味債務となる項目は、（ ）で示しております。

②時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品以外の金融商品

	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	3,656	—	3,656
リース債務	—	337	—	337
負債計	—	3,993	—	3,993

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(収益認識に関する注記)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							その他 (注) 1	合計
	産業機器	工業機械	住設・ 管材・ 空調	建築・ エクス テリア	建設機械	エネルギ ー	計		
外部顧客への売上高 (注) 2	77,767	107,403	209,688	57,342	36,868	18,607	507,678	20,709	528,387

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、生活関連商品及び木材製品を販売する事業等を含んでおります。

2 「外部顧客への売上高」は、顧客との契約から生じる収益およびその他の収益が含まれておりますが、その他の収益に重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益との区分表示はしていません。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	114,628百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	102,037
契約資産(期首残高)	4,013
契約資産(期末残高)	3,337
契約負債(期首残高)	4,847
契約負債(期末残高)	4,482

契約資産は工事契約等において、履行義務の充足に係る進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求の債権であります。

契約負債は、商品販売取引にかかる顧客からの前受金に関連するものであり、流動負債の「その他」に含めて表示しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度に認識した収益の金額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は4,835百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
1年以内	2,396百万円
1年超2年以内	2,138
2年超3年以内	416
合計	4,950

(1 株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	5,175円40銭
2	1株当たり当期純利益	487円11銭
3	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	485円49銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に役員報酬BIP信託が保有する当社株式(期末発行済株式数206千株)を含めております。

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	10,242百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	10,242百万円
普通株式の期中平均株式数	21,026千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数	70千株

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に役員報酬BIP信託が保有する当社株式(期中平均株式数210千株)を含めております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び賃貸用固定資産、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

無形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。ただし、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備え、賞与支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与支給に備え、当事業年度における支給見込額を計上しております。

株式給付引当金

当社の執行役員への当社株式の交付又は金銭の給付に備えるため、役員報酬BIP信託に関する株式交付規程に基づき、当事業年度における交付等見込額を計上しております。

役員株式給付引当金

当社の取締役への当社株式の交付又は金銭の給付に備えるため、役員報酬BIP信託に関する株式交付規程に基づき、当事業年度における交付等見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付信託を設定したことにより、年金資産額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務費用等を加減した額を超過した為、経過的に前払年金費用として貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（４年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①商品販売等

顧客との契約の中で当社が販売する商品については、原則としてそれぞれの契約に応じて契約単位を履行義務として、検収基準等の約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した一時点で収益を認識しておりますが、商品の国内販売においては、出荷時から顧客への商品移転時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。ただし、商品販売取引に、設置・試運転調整等を含む場合で契約単位により履行義務を識別し、商品の引渡と設置・試運転調整の履行義務が分かれている場合には、商品は検収基準等、設置・試運転調整等は作業完了時にそれぞれ収益を認識し、また商品の引渡と設置・試運転調整の履行義務が分かれていない場合は、履行義務が単一として設置・試運転調整等の作業完了時に一括で収益を認識することとしております。

ただし、一部の取引については、収益認識基準等に定める支配移転の要件を満たすと判断されるため、商品の納品・検収単位を履行義務として納品検収の都度、収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を算定しております。

②工事契約

当社における工事契約については、原則として一定期間にわたり履行義務が充足すると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、工事期間が短期間の場合等には、工事完了時に収益を認識しております。

5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

- (2)退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(関係会社株式及び関係会社出資金の評価)

当社は、当事業年度末日現在、関係会社株式25,346百万円及び関係会社出資金234百万円を計上しております。

関係会社株式等の評価については、株式取得した会社ごとに純資産額(持分相当額)の他、取得時に見込んだ将来の事業計画の達成状況を確認すること等により、評価損の可否を判断しております。

当事業年度においては、関係会社株式について減損処理を行い、258百万円の関係会社株式評価損を計上しております。

将来の事業計画は、その効果が発現する期間、見積将来キャッシュ・フロー、成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1	有形固定資産減価償却累計額	3,916百万円
2	保証債務	
	関係会社に対する保証	
	営業取引に対する保証	195百万円
	金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。	
	従業員に対する保証	0百万円
3	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
	短期金銭債権	21,246百万円
	短期金銭債務	22,531百万円
	長期金銭債権	150百万円
	長期金銭債務	6百万円

(損益計算書に関する注記)

1	関係会社との取引高	
	関係会社に対する売上高	14,682百万円
	関係会社からの仕入高	4,729百万円
	関係会社との間の営業取引以外の取引高	1,770百万円

2 支払補償料

土地分譲事業の撤退において、土地譲渡先との間で当期に認識した契約不適合責任の免責に伴う補償料であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,094千株	2千株	28千株	1,068千株

(注) 上記自己株式には、「役員報酬BIP信託」の信託口が保有する自己株式を含めております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 2千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少 12千株

役員報酬BIP信託口の株式売却又は交付による減少 16千株

単元未満株式の買増請求による減少 0千株

(税効果会計に関する注記)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

項 目	金 額
繰延税金資産	
投資有価証券評価損	1,951百万円
賞与引当金	737
退職給付信託	274
減価償却超過額	244
未払事業税	162
棚卸資産評価損	117
株式給付引当金	97
その他	558
繰延税金資産小計	4,145
評価性引当額	△2,017
繰延税金資産合計	2,128
繰延税金負債	
投資有価証券	△486
その他有価証券評価差額金	△1,124
その他	△36
繰延税金負債合計	△1,647
繰延税金資産負債純額（△負債）	480

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日の国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が28百万円、法人税等調整額が3百万円、その他有価証券評価差額金が32百万円、それぞれ減少しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任	事業上の関係				
子会社	ユアサネオテック㈱	東京都千代田区	301	工作機械・F A関連機器・工具等の販売	100%	有	商品の販売	工作機械・F A関連機器・工具等の販売	2,008	売掛金	7,999
								グループ資金の集中管理	—	預り金	6,003
子会社	ユアサクオビス㈱	東京都千代田区	352	住宅設備・建設資材の販売及び設置工事の請負	100%	有	商品の販売	住宅設備・建設資材の販売	881	売掛金	3,007
								グループ資金の集中管理	—	預り金	3,997
子会社	ユアサブプライムス㈱	東京都中央区	450	生活関連商品の製造・販売	100%	有	商品の販売	生活関連商品の製造・販売	335	売掛金	2,960

(注) 1 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（預り金を除く）には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般取引と同様であります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|---|-------------------|-----------|
| 1 | 1株当たり純資産額 | 4,119円29銭 |
| 2 | 1株当たり当期純利益 | 376円98銭 |
| 3 | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 375円72銭 |

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に役員報酬BIP信託が保有する当社株式(期末発行済株式数206千株)を含めております。

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	7,926百万円
普通株式に係る当期純利益	7,926百万円
普通株式の期中平均株式数	21,026千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式増加数	70千株

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に役員報酬BIP信託が保有する当社株式(期中平均株式数210千株)を含めております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。